

## 災害対策本部設置基準

### (1) 地震災害

	注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
局	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 管内で震度4 の地震が発生した場合</li> <li>② 災害対策本部長が必要と判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 管内で震度5 弱もしくは5 強の地震が発生した場合</li> <li>② 災害対策本部長が必要と判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 管内で震度 6 弱以上の地震(但し大阪市内にあつては震度 5 強以上の地震)が発生した場合</li> <li>② 災害対策本部長が必要と判断した場合</li> </ul>
港湾空港部	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 管内で震度 4 の地震が発生した場合</li> <li>② 港湾空港関係事務所が注意体制を発令した場合</li> <li>③ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 管内で震度5 弱もしくは5 強の地震が発生した場合</li> <li>② 港湾空港関係事務所が警戒体制を発令した場合</li> <li>③ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 管内で震度 6 弱以上の地震(但し大阪市内にあつては震度 5 強以上の地震)が発生した場合</li> <li>② 港湾空港関係事務所が非常体制を発令した場合</li> <li>③ 近畿地方整備局災害対策本部長が指示した場合</li> <li>④ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</li> </ul>
和歌山港湾事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事務所管内(和歌山県沿岸域市町村:和歌山市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、湯浅町、広川町、由良町、日高町、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町、すさみ町、串本町、太地町、那智勝浦町)で震度4 の地震が発生した場合</li> <li>② 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</li> <li>③ 対策部長が必要と判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事務所管内で震度5 弱もしくは5 強の地震が発生した場合</li> <li>② 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</li> <li>③ 対策部長が必要と判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事務所管内で震度6 弱以上の地震(但し大阪市内にあつては震度 5 強以上の地震)が発生した場合</li> <li>② 地震、津波等により港湾施設等に甚大な被害が発生し、今後も被害の拡大が懸念される場合</li> <li>③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</li> <li>④ 対策部長が必要と判断した場合</li> </ul>

(2) 津波災害

	注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
局	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 気象庁が管内の地域で津波注意報を発表した場合</li> <li>② 災害対策本部長が必要と判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 気象庁が管内の地域で津波警報(津波)を発表した場合</li> <li>② 災害対策本部長が必要と判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 気象庁が管内の地域で津波警報(大津波)を発表した場合</li> <li>② 災害対策本部長が必要と判断した場合</li> </ul>
港湾空港部	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 気象庁が管内の地域で津波注意報を発表した場合</li> <li>② 港湾空港関係事務所が注意体制を発令した場合</li> <li>③ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 気象庁が管内の地域で津波警報(津波)を発表した場合</li> <li>② 港湾空港関係事務所が警戒体制を発令した場合</li> <li>③ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 気象庁が管内の地域で津波警報(大津波)を発表した場合</li> <li>② 港湾空港関係事務所が非常体制を発令した場合</li> <li>③ 近畿地方整備局災害対策本部長が指示した場合</li> <li>④ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</li> </ul>
和歌山港湾事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 気象庁が事務所管内の地域で津波注意報を発表した場合</li> <li>② 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</li> <li>③ 対策部長が必要と判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 気象庁が事務所管内の地域で津波警報(津波)を発表した場合</li> <li>② 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</li> <li>③ 対策部長が必要と判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 気象庁が事務所管内の地域で津波警報(大津波)を発表した場合</li> <li>② 地震、津波等により港湾施設等に甚大な被害が発生し、今後も被害の拡大が懸念される場合</li> <li>③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</li> <li>④ 対策部長が必要と判断した場合</li> </ul>

(3) 風水害

	注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
局	<p>① 一つ以上の部が注意体制以上を発令した状況下において以下に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後も強い降雨もしくは風の継続が予想され、これにより洪水氾濫、高潮、波浪、土砂災害等に伴う重大な被害の発生が想定される場合</li> </ul> <p>② 複数の部の災害対策本部が注意体制以上を発令した場合</p> <p>③ 災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 一つ以上の部が警戒体制以上(河川本部においては第一警戒体制)を発令した場合であって、気象情報で台風の接近等による広域的な強い降雨又は強風の継続等が予想されている又はそれらが発生している状況において洪水氾濫、高潮、波浪、土砂災害等による被害の発生の可能性が高まっている、又は発生している場合</p> <p>② 複数の部の災害対策本部警戒体制(河川部本部にあつては第一警戒体制)を発令した場合</p> <p>③ 災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 一つ以上の部の災害対策本部が非常体制を発令した場合</p> <p>② 災害対策本部長が必要と判断した場合</p>
港湾空港部	<p>① 強い風雨の継続が予想され、これにより国有港湾施設が高潮、波浪等に伴い重大な被害の発生が想定される場合</p> <p>② 管内の港湾管理者が所有する港湾施設又は海岸管理者が管理する海岸保全施設において、暴風雨、高潮、波浪により重大な被害が生じた場合で、今後も被害の拡大が想定され、技術的支援が必要となる場合</p> <p>③ 港湾空港関係事務所が注意体制を発令した場合</p> <p>④ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 暴風雨、高潮、波浪等により、国有港湾施設に重大な被害が発生した場合</p> <p>② 管内の港湾管理者が所有する港湾施設又は海岸管理者が管理する海岸保全施設において、暴風雨、高潮、波浪等により重大な被害が生じ、これにより長期間もしくは広範囲にわたって港湾機能又は市民生活に影響が生じる又は生じることが懸念される場合</p> <p>③ 港湾空港関係事務所が警戒体制を発令した場合</p> <p>④ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 海岸保全施設が破堤、越流等により、広範囲にわたって甚大な被害が発生し、今後もこれが拡大することが懸念される場合</p> <p>② 暴風雨、高潮、波浪等により港湾施設に甚大な被害が発生し、今後も被害の拡大が懸念される場合</p> <p>③ 港湾空港関係事務所が非常体制を発令した場合</p> <p>④ 近畿地方整備局災害対策本部長が指示した場合</p> <p>⑤ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</p>

	注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
和歌山港湾事務所	① 気象庁が事務所管内の地域で波浪警報又は高潮警報を発令した場合にあって、国有港湾施設に重大な被害の発生が想定される場合	① 暴風雨、高潮、波浪等により、国有港湾施設に重大な被害が発生した場合	① 海岸保全施設が破堤、越流等により、広範囲にわたって甚大な被害が発生し、今後もこれが拡大することが懸念される場合
	② 台風時に事務所管内が強風域（平均風速 15m/s 以上）に入り、かつ、暴風域（平均風速 25m/s 以上）に入る恐れがある場合	② 事務所管内の港湾管理者が所有する港湾施設又は海岸管理者が管理する海岸保全施設において、暴風雨、高潮、波浪等により重大な被害が生じ、これにより長期間もしくは広範囲にわたって影響が生じる又は生じることが懸念される場合	② 暴風雨、高潮、波浪等により事務所管内の港湾施設に甚大な被害が発生し、今後も被害の拡大が懸念される場合
	③ 事務所管内の港湾管理者が所有する港湾施設又は海岸管理者が管理する海岸保全施設において、暴風雨、高潮、波浪により重大な被害が生じた場合で、今後も被害の拡大が想定され、技術的支援が必要となる場合	③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合	③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合
	④ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合	④ 対策部長が必要と判断した場合	④ 対策部長が必要と判断した場合
	⑤ 対策部長が必要と判断した場合		

(4) 海上油流出災害(海上における大規模な油流出事故)

	注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
局	—	—	—
港湾空港部	<p>① 海上へ油流出が見込まれ、これにより海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害の発生が想定される場合</p> <p>② 海上へ油流出が見込まれ、これにより港湾機能に重大な影響が想定される場合</p> <p>③ 港湾空港関係事務所が注意体制を発令した場合</p> <p>④ 港湾空港部港災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 海上油流出事故により広範囲にわたって海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害が発生した場合</p> <p>② 海上油流出事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に重大な影響が生じる又は生じることが懸念される場合</p> <p>③ 海上保安庁長官から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定に基づく要請があった場合において、当局の油回収船より油防除作業を行う場合</p> <p>④ 港湾空港関係事務所が警戒体制を発令した場合</p> <p>⑤ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 海上油流出事故により海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に甚大な被害が発生し、さらに今後も被害の拡大が懸念される場合</p> <p>② 海上油流出事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に甚大な影響が生じ、さらに今後も影響の拡大が予想される場合</p> <p>③ 海上保安庁長官から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定に基づく要請があった場合において、国土交通省の大型油回収船により大規模な油防除作業を行う場合</p> <p>④ 港湾空港関係事務所が非常体制を発令した場合</p> <p>⑤ 近畿地方整備局災害対策本部長が指示した場合</p> <p>⑥ 港湾空港部港災害対策本部長が必要と判断した場合</p>

	注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
和歌山港湾事務所	<p>① 海上へ油流出が見込まれ、これにより海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害の発生が想定される場合</p> <p>② 海上へ油流出が見込まれ、これにより港湾機能に重大な影響が想定される場合</p> <p>③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>④ 対策部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 海上油流出事故により広範囲にわたって海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害が発生した場合</p> <p>② 海上油流出事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に重大な影響が生じる又は生じることが懸念される場合</p> <p>③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>④ 対策部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 海上油流出事故により海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に甚大な被害が発生し、さらに今後も被害の拡大が懸念される場合</p> <p>② 海上油流出事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に甚大な影響が生じ、さらに今後も影響の拡大が予想される場合</p> <p>③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>④ 対策部長が必要と判断した場合</p>

(5) 海上災害(船舶の沈没、転覆、衝突、乗揚げ、火災・爆発、航行不能等の事由による(左記の事象に伴う大規模な油流出事故は除く))

	注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
局	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 港湾空港部災害対策本部又は河川部災害対策本部が注意体制を発令した場合</li> <li>② 災害対策本部長が必要と判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 港湾空港部災害対策本部又は河川部災害対策本部が警戒体制を発令した場合</li> <li>② 災害対策本部長が必要と判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 港湾空港部災害対策本部又は河川部災害対策本部が非常体制を発令した場合</li> <li>② 災害対策本部長が必要と判断した場合</li> </ul>
港湾空港部	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 海上事故が発生し、これにより海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に影響が生じると想定される場合</li> <li>② 港湾空港関係事務所が注意体制を発令した場合</li> <li>③ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 海上事故により広範囲にわたって海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害が発生した場合</li> <li>② 海上事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に重大な影響が生じる又は生じることが懸念される場合</li> <li>③ 港湾空港関係事務所が警戒体制を発令した場合</li> <li>④ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 海上事故により広範囲にわたって海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に甚大な被害が発生し、さらに今後も被害の拡大が予想される場合</li> <li>② 海上事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に甚大な影響が生じ、さらに今後も影響の拡大が予想される場合</li> <li>③ 港湾空港関係事務所が非常体制を発令した場合</li> <li>④ 近畿地方整備局災害対策本部長が指示した場合</li> <li>⑤ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</li> </ul>
和歌山港湾事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 海上事故が見込まれ、これにより海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害の発生が想定される場合</li> <li>② 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</li> <li>③ 対策部長が必要と判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 海上事故により広範囲にわたって海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害が発生した場合</li> <li>② 海上事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に重大な影響が生じる又は生じることが懸念される場合</li> <li>③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</li> <li>④ 対策部長が必要と判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 海上事故により広範囲にわたって海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に甚大な被害が発生し、さらに今後も被害の拡大が予想される場合</li> <li>② 海上事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に甚大な影響が生じ、さらに今後も影響の拡大が予想される場合</li> <li>③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</li> <li>④ 対策部長が必要と判断した場合</li> </ul>

(6) 港湾危険物等災害(危険物、高圧ガス、毒物・劇物、火薬類の大量漏洩・流出事故又は大規模火災・爆発事故)

	注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
局	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 港湾空港部災害対策本部が注意体制以上を発令した場合</li> <li>② 災害対策本部長が必要と判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 港湾空港部災害対策本部が警戒体制を発令した場合</li> <li>② 災害対策本部長が必要と判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 港湾空港部災害対策本部が非常体制を発令した場合</li> <li>② 災害対策本部長が必要と判断した場合</li> </ul>
港湾空港部	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 危険物等の漏洩、流出、爆発等が見込まれ、これにより海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害の発生が想定される場合</li> <li>② 危険物等の漏洩、流出、爆発等が見込まれ、これにより港湾機能に重大な影響が想定される場合</li> <li>③ 港湾空港関係事務所が注意体制を発令した場合</li> <li>④ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 港湾危険物等事故により海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害が発生した場合</li> <li>② 港湾危険物等事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に重大な影響が生じる又は生じることが懸念される場合</li> <li>③ 港湾空港関係事務所が警戒体制を発令した場合</li> <li>④ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 港湾危険物等事故により海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に甚大な被害が発生し、さらに今後も被害の拡大が懸念される場合</li> <li>② 港湾危険物等事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に甚大な影響が生じ、さらに今後も影響の拡大が予想される場合</li> <li>③ 港湾空港関係事務所が非常体制を発令した場合</li> <li>④ 近畿地方整備局災害対策本部長が指示した場合</li> <li>⑤ 港湾空港部対策本部長が必要と判断した場合</li> </ul>
和歌山港湾事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 危険物等の漏洩、流出、爆発等が見込まれ、これにより港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害の発生が想定される場合</li> <li>② 危険物等の漏洩、流出、爆発等が見込まれ、これにより港湾機能に重大な影響が想定される場合</li> <li>③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</li> <li>④ 対策部長が必要と判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 港湾危険物等事故により海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害が発生した場合</li> <li>② 港湾危険物等事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に重大な影響が生じる又は生じることが懸念される場合</li> <li>③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</li> <li>④ 対策部長が必要と判断した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 港湾危険物等事故により海上交通、海洋環境、港湾施設又は海岸保全施設に甚大な被害が発生し、さらに今後も被害の拡大が懸念される場合</li> <li>② 港湾危険物等事故の影響により長期間にわたって港湾機能又は市民生活に甚大な影響が生じ、さらに今後も影響の拡大が予想される場合</li> <li>③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</li> <li>④ 対策部長が必要と判断した場合</li> </ul>



(7) 雪害

	注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
局	<p>① 一つの部が注意体制(道路部においては注意強化体制以上)を発令した場合であって、気象情報で強い降雪が予想されているよう状況において積雪等による被害に対する注意(準備)が必要と判断した場合</p> <p>② 複数の部の災害対策本部が注意体制以上を発令した場合</p> <p>③ 災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 一つの部が警戒体制を発令した場合であって、気象情報で強い降雪が予想されている、又は積雪等が発生している状況において、積雪等による被害の発生の可能性が高まっている、又は発生している場合</p> <p>② 複数の部の災害対策本部が警戒体制以上を発令した場合</p> <p>③ 災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 一つ以上の部の災害対策本部が警戒体制を発令した場合</p> <p>② 災害対策本部長が必要と判断した場合</p>
港湾空港部	<p>① 強い降雪の継続が予想され、国有港湾施設において重大な被害の発生又は港湾機能に重大な影響が想定される場合</p> <p>② 管内の港湾管理者が所有する港湾施設又は海岸管理者が管理する海岸保全施設において、雪害による重大な施設被害が発生した場合で、今後も被害の拡大が想定され、技術的支援が必要となる場合</p> <p>③ 港湾空港関係事務所が注意体制を発令した場合</p> <p>④ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 降雪により国有港湾施設に重大な被害の発生又は港湾機能に重大な影響が発生した場合</p> <p>② 管内の港湾管理者が所有する港湾施設又は海岸管理者が管理する海岸保全施設において、雪害による重大な施設被害が生じ、これにより長期間もしくは広範囲にわたって港湾機能もしくは市民生活に影響が生じる又は生じることが懸念される場合</p> <p>③ 港湾空港関係事務所が警戒体制を発令した場合</p> <p>④ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 降雪、積雪により広範囲にわたって港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害が発生し、港湾機能の回復に相当の時間を要すると判断される場合</p> <p>② 港湾空港関係事務所が非常体制を発令した場合</p> <p>③ 近畿地方整備局災害対策本部長が指示した場合</p> <p>④ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</p>

	注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
和歌山港湾事務所	<p>① 強い降雪の継続が予想され、国有港湾施設において重大な被害の発生又は港湾機能に重大な影響が想定される場合</p> <p>② 管内の港湾管理者が所有する港湾施設又は海岸管理者が管理する海岸保全施設において、雪害による重大な施設被害が発生した場合で、今後も被害の拡大が想定され、技術的支援が必要となる場合</p> <p>③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>④ 対策部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 降雪により国有港湾施設に重大な被害の発生又は港湾機能に重大な影響が発生した場合</p> <p>② 管内の港湾管理者が所有する港湾施設又は海岸管理者が管理する海岸保全施設において、雪害による重大な施設被害が生じ、これにより長期間もしくは広範囲にわたって港湾機能もしくは市民生活に影響が生じる又は生じることが懸念される場合</p> <p>③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>④ 対策部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 降雪、積雪により広範囲にわたって港湾施設又は海岸保全施設に重大な被害が発生し、港湾機能の回復に相当の時間を要すると判断される場合</p> <p>② 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>③ 対策部長が必要と判断した場合</p>

(8) その他災害

	注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
局	<p>① 火山、竜巻、航空、鉄道、原子力等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃災害等が発生又は発生が想定され、これにより公共土木施設の被害に対し注意(準備)が必要な場合</p> <p>② 鳥インフルエンザ等感染症などにより市民生活に重大な影響が発生又は発生することが想定される場合</p> <p>③ 災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 火山、竜巻、航空、鉄道、原子力等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃災害等が発生し、これにより公共土木施設に重大な被害のおそれがある場合</p> <p>② 鳥インフルエンザ等感染症などにより市民生活への影響のおそれがある場合</p> <p>③ 災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 火山、航空、鉄道、原子力等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃災害等が発生し、これにより市民生活に甚大な被害が生じ、さらに今後も被害の拡大が懸念される場合</p> <p>② 鳥インフルエンザ等感染症などにより市民生活に重大な被害が長期間もしくは広範囲にわたって発生した場合</p>
港湾空港部	<p>① 火山、竜巻、航空、鉄道、原子力等の災害、重大な交通災害事故等に伴う所管施設等の被害、テロ、武力攻撃災害等(保安事案は除く)が発生又は発生が想定され、これにより港湾施設又は海岸保全施設の被害に対し注意(準備)が必要な場合</p> <p>② 火災が発生し、これにより港湾施設又は海岸保全施設の被害に対し注意(準備)が必要な場合</p> <p>③ 港湾空港関係事務所が注意体制を発令した場合</p> <p>④ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 火災、竜巻、火山、航空、鉄道、原子力等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃(保安事案は除く)が発生し、これにより港湾施設又は海岸保全施設に被害のおそれがある場合</p> <p>② 港湾空港関係事務所が警戒体制を発令した場合</p> <p>③ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 火災、竜巻、火山、航空、鉄道、原子力等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃災害等(保安事案は除く)が発生し、これにより市民生活に重大な被害が生じた場合</p> <p>② 港湾空港関係事務所が非常体制を発令した場合</p> <p>③ 近畿地方整備局その他災害対策本部長が指示した場合</p> <p>④ 港湾空港部災害対策本部長が必要と判断した場合</p>
和歌山港湾事務所	<p>① 火山、竜巻、航空、鉄道、原子力等の災害、重大な交通災害事故等に伴う所管施設等の被害、テロ、武力攻撃災害等(保安事案は除く)が発生又は発生が想定され、これにより港湾施設又は海岸保全施設の被害に対し注意(準備)が必要な場合</p> <p>② 火災が発生し、これにより港湾施設又は海岸保全施設の被害に対し注意(準備)が必要な場合</p> <p>③ 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>④ 対策部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 火災、竜巻、火山、航空、鉄道、原子力等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃(保安事案は除く)が発生し、これにより港湾施設又は海岸保全施設に被害のおそれがある場合</p> <p>② 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>③ 対策部長が必要と判断した場合</p>	<p>① 火災、竜巻、火山、航空、鉄道、原子力等の災害、重大な交通事故等に伴う所管施設等の被害、テロ・武力攻撃災害等(保安事案は除く)が発生し、これにより市民生活に重大な被害が生じた場合</p> <p>② 港湾空港部災害対策本部長が指示した場合</p> <p>③ 対策部長が必要と判断した場合</p>